

**令和8年度  
大阪市港区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託  
募集要項（公募型プロポーザル）**

**1 案件名称**

大阪市港区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

**2 業務内容に関する事項**

**(1) 事業目的と概要**

大阪市では、平成24年7月に策定された市政改革プランに基づき、各区における地域活動協議会の形成支援をはじめ、市民による自律的な地域運営の実現に向けて、まちづくりセンター等を活用した支援を行ってきた。

しかし、少子高齢化など地域コミュニティを取り巻く環境は変化し、つながりの希薄化や地域活動の担い手不足などの課題がみられる一方、複雑・多様化した地域課題にきめ細かく対応していくことが不可欠となっており、それぞれの地域活動協議会の運営レベルや地域実情に応じた支援が必要となっている。

改めて、地域活動協議会によるまちづくりの推進は、大阪市がめざす、豊かなコミュニティの形成、活力ある地域社会の実現のために必要かつ重要な取組みであることから、大阪市は、これまでの成果と課題を整理し、令和5年6月に「区政がめざす姿」を策定し、地域社会の活性化に取り組むとともに、更に、令和6年4月に「新・市政改革プラン」を策定し6つの取組方針の1つである「ニア・イズ・ベターの徹底」においても「地域活動協議会の更なる活性化」を掲げている。

このような状況を踏まえながら、まちづくりセンター等が、専門的なスキルやノウハウを用いた様々な手法による支援を行うことで、地域活動協議会の自律的な地域運営、自律度の向上がより一層図られるとともに、身近な地域でのつながりづくりの強化・様々な活動主体との連携・協働を促進し、より多くの住民参加による自律的な地域運営の実現と地域活動の更なる活性化を本業務の目的とする。

**(2) 業務内容**

- ・地域活動協議会の自律的運営等に向けた支援及び地域活動への理解促進
- ・防災アドバイザーによる防災を通した地域コミュニティづくり
- ・地区防災計画（配布版）の改訂支援
- ・その他

具体的な内容及び本業務における成果目標については、別紙「仕様書」を参照のこと

**(3) 事業規模（契約上限額）**

金16,133,000円（消費税及び地方消費税10%含む）

※令和8年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

**(4) 契約期間**

令和8年4月1日～令和9年3月31日

**(5) 履行場所**

大阪市内

**(6) 費用分担**

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

#### (7) 市側から提供する資料、貸与品等

「港区まちづくりセンター」を設置するスペースとして区役所庁舎等本市施設を提供する。ただし、光熱水費等は実費負担。(中古の事務机・事務椅子は区役所と協議のうえ無償貸与が可能。) また、業務に必要な資料・データ等を提供する。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

#### (2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、各年度の事業完了後、本市の検査を受けてから経費額を確定した後に支払う。

ただし、大阪市会計規則第 51 条第 1 項第 15 号の規定に基づき、概算払いを行う場合は、前期（事業開始時）、後期（中間時）の 2 回払いとし、事業者に提出を求める所定の請求書等に基づき、事業者の指定する口座に振り込む。また事業終了後、年度毎に実績報告書に基づき債務金額確定の精算処理を伴うため、過渡しについては返納する。

#### (3) 契約書案

別紙参照

#### (4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 否

#### (5) 再委託について

ア 令和 8 年度大阪市港区における新たな地域コミュニティ支援業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、

業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

#### (6) その他

ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

イ 契約の締結は本委託業務にかかる令和8年度予算の発効を条件とする。予算の発効がなければ契約の締結は行わない。

### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 過去2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

(4) 公募型プロポーザル参加申出時において大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(6) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とする。

ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。

ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（5）の基準すべてを満たしていること。

エ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること

オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。

なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること

カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。

キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

### 5 スケジュール

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| • 公募開始（参加申請・質問受付開始） | 令和7年12月26日（金）       |
| • 質問受付締切            | 令和8年1月16日（金）        |
| • 質問に対する回答・公開期間     | 令和8年1月22日（木）～26日（月） |

- ・ 公募型プロポーザル参加申請関係書類の提出期限 令和8年1月26日（月）
- ・ 参加資格決定通知 令和8年1月30日（金）（予定）
- ・ 企画提案書類の受付 令和8年2月6日（金）～16日（月）
- ・ 選定会議 令和8年3月上旬（予定）
- ・ 選定結果通知 令和8年3月上～中旬（予定）
- ・ 契約締結・事業開始 令和8年4月1日（水）（予定）

## **6 応募手続き等に関する事項**

### **(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知**

- ア 受付期間 令和7年12月26日（金）から令和8年1月26日（月）  
午前9時から午後5時30分  
ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）  
及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時を除く。
- イ 提出書類 別表1のとおり
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出場所 港区役所協働まちづくり推進課（市民活動推進）
- オ 参加資格決定通知 令和8年1月30日（金）に交付（予定）

指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付する。また、提出書類に虚偽の記載をした者及び公募型プロポーザル参加申出期限から選定会議開催日時までの間において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は、無効とする。

### **(2) 質問の受付**

- ア 受付期間 令和7年12月26日（金）から令和8年1月16日（金）午後5時30分まで
- イ 提出方法 質問票（様式1）に記載し、港区役所協働まちづくり推進課までEメールにより提出すること。「件名」の始めに「【質問】」と明記し、8 その他（3）の問合せ先アドレスまで送信すること。口頭または電話による申し込みは受け付けない。また、締め切り以降の質問は、受け付けない。
- ウ 回答 受け付けた質問については、港区ホームページに掲載し、個別には回答しない。（URL：<http://www.city.osaka.lg.jp/minato/index.html>）

### **(3) 企画提案書の提出**

- ア 企画提案書は、公募型プロポーザル参加指名通知書受領後、別表2の書類を提出すること。様式は別表2に指定するとおりとし、提出できる案は、1案のみとする。
- イ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおり（様式8 参照）とする。
- ① 基本方針
  - ② 具体的な支援策
  - ③ 組織体制
  - ④ 類似事業実績
  - ⑤ 経費内訳書

- ウ 企画提案書提出の際は、正本及び副本のセットをそれぞれA4紙ファイルに綴って提出すること。添付書類については、正本とセットにして提出すること。
- エ 企画提案書の正本については、表紙及び背表紙に提案事業タイトルと提案事業者名等を記入すること。副本については、事業者名を記載しないもしくはマスキングし、提案事業者を推定できないようにすること。
- オ 受付期間 令和8年2月6日（金）から令和8年2月16日（月）  
午前9時から午後5時30分  
ただし、土曜日、日曜日及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時を除く。
- カ 提出部数 10部（正1部、副9部）
- キ 提出場所 港区役所協働まちづくり推進課（市民活動推進）
- ク その他 提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがある。

## 7 選定に関する事項

### （1）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- －業務の理解度 【20点】  
本事業の目的及び業務内容の理解度
- －企画内容 【各20点】
  - ・専門性・独創性
  - ・計画性及び実現性
- －習熟度 【15点】  
類似事業の実績の豊富さ
- －実施体制 【15点】  
業務遂行にかかる実施体制の充実度
- －積算の妥当性 【10点】  
費用積算根拠の妥当性

### （2）選定方法

ア 本企画提案の審査については、「令和8年度大阪市港区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託事業者選定会議」（以下、「選定会議」）が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

- (ア) 開催日時 令和8年3月上旬（予定）  
※プレゼンテーション審査の日時については、別途提案者へ連絡する。
- (イ) 場所 港区役所会議室（予定）
- (ウ) 内容・方法 企画提案書類を基に説明すること  
(プレゼンテーション用の別途資料等は認めない)。

エ 審査の結果、全委員の平均評価点により最優秀提案事業者を選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、委員の合議により最優秀提案事業者を決定する。なお、その評価点数が全委員の平均で60点に満たない場合は、選定対象とはしない。

### （3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接問わず、故意に接触を求めた場合
  - イ 応募受付日から委託契約締結までの間に「4 応募資格、必要な資格・許認可等」の要件に該当しなくなった場合
  - ウ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合
  - エ 選定会議終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
  - オ 提出書類に虚偽の内容の記載が認められた場合
  - カ プレゼンテーション審査を欠席した場合
- その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

#### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は令和8年3月上～中旬に全ての提案者に通知し、また、港区ホームページに掲載する。なお、審査内容、結果についての質問や異議は一切受け付けない。

### 8 その他

#### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 本案件については、大阪市会において予算案が可決・成立しない場合、委託業務は行わない。これに伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。
- イ 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ウ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- エ すべての企画提案書は返却しない。
- オ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- カ 期限後の提出、差し替え等は認めない（大阪市が補正等を求める場合を除く）。
- キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

#### (2) その他

- ア 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、随時報告すること。
- イ 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。

#### (3) 提出先、問合せ先

〒552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号 港区役所5階  
港区役所協働まちづくり推進課（市民活動推進）  
TEL 06-6576-9884 FAX 06-6572-9512  
E-MAIL tg0002@city.osaka.lg.jp